

金銭の取り扱いが伴う場合の、民生委員・児童委員の支援の考え方について

民生委員・児童委員は金銭の取り扱いを伴う支援を直接に行うべきではなく、通常は取り扱わないものとする。

しかし、一方で、要援護者の緊急的需要等によりやむを得ず、民生委員・児童委員が日常の支援のなかで、買い物代行等の依頼に対応している例が見受けられる。

こうした場合には、民生委員・児童委員は一定のルールに基づき十分な配慮のもとに対応することとし、その際、以下の点に留意する。

- 一、金銭の取り扱いを伴う支援を求められた場合には、一人で判断せず、支援の内容や方法、期間、その緊急性や必要性について、必ず民児協組織として検討を行い、判断すること。
- 一、実施する際は極力一人では行わず、複数体制で対応すること。また、領収書や受領書などの保管はもとより、実施内容の日々の記録をとっておくこと。
- 一、取り扱いの内容について、民児協組織として定期的にチェックを行うこと。
- 一、金銭の取り扱いは少額の範囲にとどめること。

なお、判断能力が不十分な人で、継続的な金銭管理が必要な支援には、地域福祉権利擁護事業に繋ぐことが適切である。

別添「民生委員・児童委員活動と地域福祉権利擁護事業についての基本的考え方」参照

上記の取り扱いを超え、さらに、地域の中で継続して支援が必要とされる場合は、民児協組織だけの活動にとどまらず、地域全体の問題として、近隣住民や関係機関・団体が協働連携した見守り・支援ネットワークや金銭の取り扱いに関する支援体制が必要である。

地域住民の立場に立って相談支援を行う民生委員・児童委員には、こうした課題について、当該地域の行政や社会福祉協議会、住民に提起し、あるいは意見具申するなどして、協働した支援の仕組みづくりを働きかけていくことが求められている。

平成 17 年 9 月 14 日

全国民生委員児童委員連合会

事 務 連 絡
令 和 2 年 6 月 2 日

各都道府県特別定額給付金担当部
各指定都市特別定額給付金担当局 } 御中

総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室

特別定額給付金の申請・代理に係る委任状に関する留意点について

特別定額給付金事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、あつく御礼を申し上げます。

特別定額給付金の申請・代理については、「特別定額給付金（仮称）の申請・受給の代理について」（令和2年4月27日付け事務連絡）において、

- ・代理人が給付金の受給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出することとする。
- ・また、市区町村長は、当該代理人の本人確認ができなかった場合又は本人と代理申請・受給する者との間の代理関係を確認できなかった場合には、申請を受け付けないものとする。

旨ご連絡したところですが、今般、申請書の委任欄に虚偽の内容を記載し、これを基に代理申請を行ったとされる事案が判明したことから、特別定額給付金の申請・受給に係る委任状の取扱いについて、【別添】の内容について改めて留意いただきたく、ご連絡いたします。

なお、成年後見人等に関する委任状の取扱いは、「特別定額給付金事業における成年後見人等による申請・受給の代理に関するQ&Aについて」（令和2年5月2日付け事務連絡）のとおりです。

都道府県におかれましては、本事務連絡の趣旨について、管内の市区町村に対して御連絡いただくようお願いいたします。

特別定額給付金の申請・代理に係る委任状に関する留意点について

- 1 代理人（申請・受給権者の親権を有する者を含む。以下同じ。）が給付金の受給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出する必要があること。
- 2 委任状の作成及び委任欄への記載については、当然のことながら、特別定額給付金の申請・受給権者本人が行うべきものであること。
- 3 各市区町村において、申請・受給権者が作成した委任状がない又は委任欄が申請・受給権者本人によって記載されたものでないことが確認された場合は、本人による委任状の提出又は委任欄への記載を求め、これに応じない場合には、給付決定を行わないこととすべきであること。
- 4 代理申請・受給の際に提出された委任状が、申請・受給権者が記載したものではなく、有効な申請でないことが確認された場合、当該者への給付は補助対象とはならないこと。
- 5 各市区町村においては、1 から 4 に留意しつつ、代理人からの申請があった場合であって、例えば、以下のような場合には、代理人に対して、申請・受給権者本人が作成した委任状又は申請・受給権者本人によって記載された委任欄であることの確認を徹底されたいこと。
 - ・申請のみならず受給まで代理で行う場合
 - ・受給権者である世帯主が単身世帯であり、死亡届が出されている場合
 - ・その他明らかに不自然であるような場合

事務連絡
令和2年5月2日

各

都道府県
指定都市
中核市

 特別定額給付金担当課（室） 御中

総務省自治行政局地域政策課
特別定額給付金室

特別定額給付金事業における成年後見人等による
申請・受給の代理に関するQ&Aについて

特別定額給付金事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

特別定額給付金（以下「給付金」という。）の代理申請・受給については、「特別定額給付金（仮称）の申請・受給の代理について」（令和2年4月27日付け総務省自治行政局特別定額給付金室長事務連絡）によることとしていますが、今般、別紙のとおり、給付金の代理申請・受給を行う法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人など）に関するQ&Aを取りまとめましたので御連絡いたします。

都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知について特段の御配慮を御願いたします。

特別定額給付金事業における成年後見人等による
申請・受給の代理に関するQ & Aについて

令和2年5月2日版
総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室

問1： 申請・受給対象者本人（以下単に「本人」という。）が成年被後見人である場合に、本人の代理人として成年後見人が申請するときは、委任状の提出が必要か。

（答）

- 当該代理人が、成年後見登記制度に基づく登記事項証明書（の写し）により成年後見人と確認できる場合は、委任状の提出は不要。

問2： 本人が被保佐人又は被補助人である場合に、本人の代理人として保佐人又は補助人が申請するときは、委任状の提出が必要か。

（答）

- 当該代理人が、成年後見登記制度に基づく登記事項証明書（の写し）により保佐人又は補助人と確認でき、かつ、公的給付の受領に関する代理権が付与されていることが代理権目録（の写し）により確認できる場合（※）は、委任状の提出は不要。
- （※）保佐・補助開始の申立てに関し裁判所が示している最新の書式においては、代理権の一項目として「臨時給付金その他の公的給付の受領」が示されていることから、この項目の有無によって確認可能と考えられるが、登記した時期が古い等の場合は個別判断による。

問3： 本人が成年被後見人等である場合に、市町村の判断により、申請書の送付先を成年後見人等にすることは可能か。

（答）